

令和 8 年 3 月 6 日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について、令和 7 年 12 月 24 日（水）から令和 8 年 1 月 27 日（火）までの間、意見を公募したところ、9 件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

本改正では、「環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書」（令和 7 年 5 月）を踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）について所要の規定の整備を行い、その細目を新たに消防庁告示で規定するほか、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式等について、所要の改正を行うこととしています。

なお、概要については、別紙 2 を御覧ください。

2 意見公募の結果

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 7 年 12 月 24 日（水）から令和 8 年 1 月 27 日（火）までの間、意見を公募したところ、9 件の意見の提出がありました。

提出された意見及び意見に対する考え方は、別紙 1 のとおりです。

3 改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正省令等を令和 8 年 3 月 6 日に公布しました。

- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令【別紙 3】
- ・ 駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件【別紙 4】
- ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件【別紙 5】
- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件【別紙 6】
- ・ 消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部を改正する件【別紙 7】



（事務連絡先）

消防庁予防課 服部補佐、松下

TEL 03-5253-7523（直通）

E-mail:yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

【消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

本資料では、次のとおり略称を用います。

- ・規則・・・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>○ ただし書きで駐車用に供される部分に設ける泡消火設備の薬剤交換の切替えが出来る整理となっているが、その他の回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着用に供されるもの、道路用に供される部分、自動車の修理若しくは整備用に供される部分、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分について、所要の規定の整備を行い、その細目を新たに消防庁告示で規定するほか、所要の改正を行うことはあるか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 今回の改正は、令和6年度「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」において、実験等により安全性の検証を行った駐車用に供される部分に設ける泡消火設備を対象としています。そのため、当該部分以外の防火対象物又はその部分に設ける泡消火設備に関しては現時点で安全性の検証ができていないことから今回の改正の対象外としています。</p>	無
No.2	<p>○ 車路への基準適用について(規則第18条第2項)</p> <p>今回の改正では「駐車用に供する部分に設ける泡消火設備」に関する規定が設けられているが、以下の点について明確な基準及び解釈通知を求める。</p> <p>1 車路部分への基準適用</p> <p>駐車場施設における車路部分は、駐車スペースと一体的に機能する不可分の構成要素である。今回の改正において、車路部分に対する放射量基準が明示的に記載されていない場合、駐車用に供する部分と同等の</p>	<p>○ 車路への基準適用について</p> <p>1 駐車用に供される部分には、主として自動車を駐車する部分のほか、駐車場内の車路も含まれます。</p>	無

	<p>基準を適用する旨の確認を求める。</p> <p>2 混在基準への対応</p> <p>同一建物内において放射量基準が異なる場合の実務的な運用方法、特に施工・検査・維持管理の各段階における具体的な対応方法及び基準の明確化を求める。</p> <p>○ 既設泡消火設備における新基準泡薬剤への更新について</p> <p>フッ素非含有薬剤への移行に伴い、既設設備の更新に関する以下の事項について、実務上対応可能な基準及び手続きの明確化を求める。</p> <p>1 取付高さの相違への対応</p> <p>既設建物の天井高さが新規泡ヘッドの認定取付高さを上回る場合であっても、当該設備が初期火災抑制に必要な性能を有することの確認ができれば設置を認める旨の基準化を求める。併せて、性能確認の具体的な手続き、試験方法及び確認書類の要件を明示するよう求める。</p> <p>2 既設機器の流用について</p> <p>新旧薬剤間において、タンク容量・材質、混合器の混合比率等の主要仕様が適合する場合、既設のタンク及び混合器の継続使用を認める旨の基準化を求める。加えて、新旧薬剤の互換性確認において検証すべき項目（腐食性、相溶性、流動性等）の標準化及び手続きの統一を求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>2 御質問の趣旨が分かりかねますが、同一建物内に放射量基準の異なる泡消火設備を設置する場合には、それぞれの放射量の基準を満たすように設計、設置する必要があります。</p> <p>○ 既設泡消火設備における新基準泡薬剤への更新について</p> <p>1 前段について、実際に建物に設置されるヘッドの取付高さが新たに告示に規定する性能試験におけるヘッドの取付高さを超えている場合には、必要な性能を確保していることが確認できないため認められません。後段について、駐車用の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能の確認方法等については、別途通知でお示しする予定です。</p> <p>2 前段について、泡消火設備において、使用する泡消火薬剤の種別のみを変更した場合でも、技術基準に適合する場合は、既存の機器を引き続き使用することは差し支えありません。後段について、新しい泡消火薬剤と消火設備の各構成部品との適合性については、設置事業者による社内試験、設置時の放射試験により確認されるものと承知しています。</p>	
No.3	○ 今回改正の適用部位が「駐車用のに供される部分」との表記となっております	○ No.2「車路への基準適用について」の1の回答のとおり	無

	<p>り、所謂「車室」に限定されるとも解釈出来るが、改正主旨を踏まると当然ながら車路(マンションに付帯する地下階や地上階の自走式駐車場への進入路を含)も同様の扱いとの理解で相違ないか。</p> <p>上記車路が除外される場合、泡消火設備を「車室系統」と「車路系統」の2系統設置する必要が生じ、その費用と設置スペース増加を回避するには、結果的に「車室」部分も従来の基準に沿った設備を設置することとなり、放射量の見直しに抛り期待される効果は限定的なものになると考えられる。</p> <p>○ 既設の泡薬剤からの更新について</p> <p>1 既設の建物に新たなフッ素非含有薬剤を使用することとなった場合、仮に当該機器の認定上の取り付け高さが、既存建物の当該対象エリアの高さに満たなくても、火災の初期抑制ができれば問題ないか。</p> <p>2 新たな泡薬剤については各メーカー等より性能評定を取得されると思われるが、評定番号が既設のタンクや混合器と異なる番号となった場合でも、仕様が同じであれば、タンクや混合器もそのまま使用できると考えてよいか。</p> <p style="text-align: right;">【三菱地所レジデンス株式会社】</p>	<p>りです。</p> <p>○ 既設の泡薬剤からの更新について</p> <p>1 実際に建物に設置されるヘッドの取付高さが新たに告示に規定する性能試験におけるヘッドの取付高さを超えている場合には、必要な性能を確保していることが確認できないため認められません。</p> <p>2 性能評定は消防庁では実施しておりません。性能評定の運用については評価機関にお問い合わせください。</p>	
No.4	<p>○ 所要の性能について、「試験」により確認することが示され、又、その実施者と評価者(第三者機関)があることが分かるが、次についてはどのようになり、どのように示されていくのか。</p> <p>1 「試験の実施者」は、どのような者になるのか。当該消火設備の所有者や使用者が実施の主体者となるのか、或いは、当該消火設備の販売や設置業者が主体者となるのか。</p> <p>2 「試験の実施」は、どのような方式で行われるのか。所有者・使用者の個別申請により、設備業者が当該設置場所に赴き行われるのか、或いは、設備</p>	<p>○ 「試験」による確認について</p> <p>1 試験の実施者について、法令上、特段の定めはありませんが、主に消火設備の製造事業者、設置事業者等が行うことが想定されます。</p> <p>2 試験の実施方法のうち、お尋ねの内容については、法令上、特段の定めはありませんが、主に消火設備の製</p>	無

	<p>業者が製品や型式ごとに自主的に試験を実施し、その結果が所有者や使用者に報告されるのか。</p> <p>3 「試験及び評価の結果」が出るには、どのくらいの時間を要するのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>造事業者、設置事業者等が製品の型式ごとに実施することが想定されます。</p> <p>3 消防庁が試験や評価を行うものではないため具体的な回答はいたしかねます。</p> <p>なお、駐車のために供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能の確認方法等については、別途通知でお示しする予定です。</p>	
No.5	<p>○ 別図第二整流筒について</p> <p>1 フランジ部に溶接と記載されているが、溶接に限る根拠が無いと思われるので「溶接」を削除願いたい。</p> <p>2 「100Ax40A 溶接レジューサ」と記載されているが、図と一致していないので、訂正願いたい。</p> <p>3 フォームヘッド取付部は「1x1/2 ソケット」と記載されているが、図では 1B で配管を接続して延ばしておらず、フランジと干渉しない長さを指定して訂正願いたい。なお、100A に接続する継手は、排気口と同様にハーフカップリングまたはボスであり記載不要である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 別図第二整流筒について</p> <p>1 及び 2 御意見を踏まえ修正します。</p> <p>3 前段について、フォームヘッド取付部は、フォームヘッドを取り付けた場合でもフランジから十分な距離が確保されるものとなっておりますので原案どおりとします。後段について、御意見を踏まえ修正します。</p>	有
No.6	<p>○ コストやメンテナンス性、部品・材料の流通性より安全性・稼働安定性・事業性が損なわれる可能性が考えられる為、仕様選定決定に於いて管轄消防及び環境関係部門と協議し決定する余地を考慮願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 御質問の趣旨が分かりかねますが、泡消火設備の設計、設置に関しては、防火対象物の関係者と消防機関が協議の上、適切に設置されるものと承知しています。</p>	無
No.7	<p>○ 今回の改正により泡消火薬剤の交換が進むと考えられるが、配管内の消</p>	<p>○ お見込みのとおり、異なる泡消火薬剤を混合した場合</p>	無

	<p>火薬剤を全て交換することを想定しているのか。そうでない場合、既存設備の配管等に残った泡消火薬剤と新たに交換する泡消火薬剤が混合し、消火性能に影響を及ぼすことは考えられないのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>には性能の確保に関する知見が得られていないことから配管内も含め交換が必要となります。</p>	
No.8	<p>○ PFOS 等を含有する泡消火薬剤を PFOS 等を含有しない泡消火薬剤に交換する場合、配管内等を含む泡消火設備内全ての泡消火薬剤を交換しても、配管内を洗浄をしなければ、PFOS 等が検出されると考えられるが、泡消火設備としては、PFOS 等を含有していない泡消火薬剤を使用している泡消火設備と扱ってもよいのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 消防法令上、PFOS 等を含有する泡消火薬剤に該当するか否かについての規定はありませんので、回答いたしかねます。</p>	無
No.9	<p>○ 今後、新告示に基づき設置される新築の防火対象物において、合成樹脂製のハウジング継手を設置する場合は、合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成 13 年消防庁告示第 19 号）の軽易耐熱性試験に合格し認定しているものは、設置することはできるか。また、新告示に定める試験方法により、泡消火設備に使用する合成樹脂製の管及び管継手の軽易耐熱性試験と同じ内容で試験することで、設置することはできないのか、ご教示いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成 13 年消防庁告示第 19 号）第三第四号の規定に基づき、軽易耐熱性試験のみに合格している管継手を使用できるのは、スプリンクラー設備であって湿式の流水検知装置が設けられているものの管等が天井部分に設置されている場合において、火災時に熱を受けるおそれがある部分が自動式の消火設備の有効範囲内にあるときに限られます。</p>	無

○意見提出者数：9件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしております。

※3 上記の他、案と一切無関係と判断し、提出意見として扱わなかったものが2件ありました。

消防法施行規則の一部を改正する省令等について

消防庁予防課

1. 改正概要

駐車場に設置される泡消火設備は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）において製造及び輸入を原則禁止にする等の規制が課されている PFOS 等を含有する泡消火薬剤（水成膜泡消火薬剤）の主な設置先となっており、必要な消火性能を確保しつつ、PFOS 等を含有しない他の泡消火薬剤への切り替えを行っていく必要がある。

本改正においては、「環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書」（令和 7 年 5 月）を踏まえ、駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして、一定の性能を有するものにあっては、性能に応じた放射量とすることができるようにするため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備を行うとともに、その細目を新たに消防庁告示で規定することとする。

その他、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式等について、所要の改正を行う。

2. 改正内容

第一 消防法施行規則の一部を改正する省令

駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備について、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして、消防庁長官が定める性能を有するものについては、放射量を消防庁長官が定める数量の割合で計算した量とすることができるよう規定の整備を行う。【規則第 18 条関係】

第二 駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件

第一の規則の改正に伴い、駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能及び放射する泡水溶液の数量の割合の基準について、新たに消防庁告示で規定する。

第三 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件

- (1) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号。以下「点検告示」という。）に定める泡消火設備及び特定駐車場用泡消火設備の点検票について規定の整備を行う。【点検告示別記様式第 5 及び第 36 関係】
- (2) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。）において、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機（モーター）を原動力に用いるもの（内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。）が規定されたことを踏まえ、動力消防ポンプ設備の点検の基準及び点検票について規定の整備を行う。【点検告示別表第 10 及び別記様式第 10 関係】

第四 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第 4 号。以下「試験告示」という。）に定める泡消火設備及び特定駐車場用泡消火設備の試験結果報告書の様式について規定の整備を行う。【試験告示別記様式第 5 及び第 38 関係】

第五 消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部を改正する件

動力消防ポンプ規格省令において、内燃機関を原動力に用いるものに加えて、電動機（モーター）を原動力に用いるもの（内燃機関及び電動機を併せて用いるものを含む。）が規定されたことを踏まえ、消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項を定める件（平成 26 年消防庁告示第 9 号。以下「自主表示告示」という。）で定める様式について規定の整備を行う。【自主表示告示様式 1 関係】

3. 施行期日
公布の日

4. 経過措置
なし

○総務省令第二十三号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十五条第一号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

総務大臣 林 芳正

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(泡消火設備に関する基準)</p> <p>第十八条 固定式の泡消火設備の泡放出口は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 泡ヘッドは、令別表第一(十三) 項口に掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものにあつてはフォーム・ウオーター・スプリンクラーヘッドを、道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車場の用に供される部分にあつてはフォームヘッドを、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分にあつてはフォーム・ウオーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドを、次に定めるところにより設けること。</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ フォームヘッドの放射量は、次の表の上欄及び中欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分及び泡消火薬剤の種別に応じ、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるように設けること。ただし、駐車場の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものとして消防庁長官が定める性能を有するものについては、当該泡消火設備に設けるフォームヘッドの同表下欄に掲げる泡消火薬剤に係る放射量を、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量によらず、消防庁長官が定める数量の割合で計算した量を放射することができるように設けることをもつて足りる。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>〔三 略〕</p> <p>〔2〕4 略</p>	<p>(泡消火設備に関する基準)</p> <p>第十八条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ フォームヘッドの放射量は、次の表の上欄及び中欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分及び泡消火薬剤の種別に応じ、同表下欄に掲げる数量の割合で計算した量の泡水溶液を放射することができるように設けること。</p> <p>〔表 同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔2〕4 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十八条第一項第二号ただし書の規定に基づき、駐車のに供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を次のとおり定める。

令和八年三月六日

消防庁長官 大沢 博

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十八条第一項第二号ただし書の規定に基づき、駐車のに供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能及び放射する泡水溶液の数量の割合の基準を定めるものとする。

第二 駐車のに供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能

規則第十八条第一項第二号ただし書の消防庁長官が定める性能は、次の第一号から第三号までに掲げる試験方法により第四号の基準に適合する性能とする。

一 フォームヘッド

別図第一に示すように配置し、取付け高さの上限の高さに設置すること。

二 泡放射

泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力（別図第二に示す整流筒で測定した放射時における静圧をいう。）を最低圧力（設計圧力の下限値をいう。）とし、放射する泡水溶液の数量の割合を設計上の泡水溶液の床面積一平方メートル当たりの放射量の下限値（三・七リットル毎分以上に限る。第三において同じ。）とすること。

三 火災模型

別図第一に示すように配置した縦一・〇メートル、横二・〇メートル、深さ〇・二メートルの長方形の鋼板製燃焼火皿に水を六十リットル入れ、その上に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタンを六十リットル入れた火災模型とすること。

四 消火

前号に示す模型に点火して予燃焼時間一分を経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。

第三 放射する泡水溶液の数量の割合

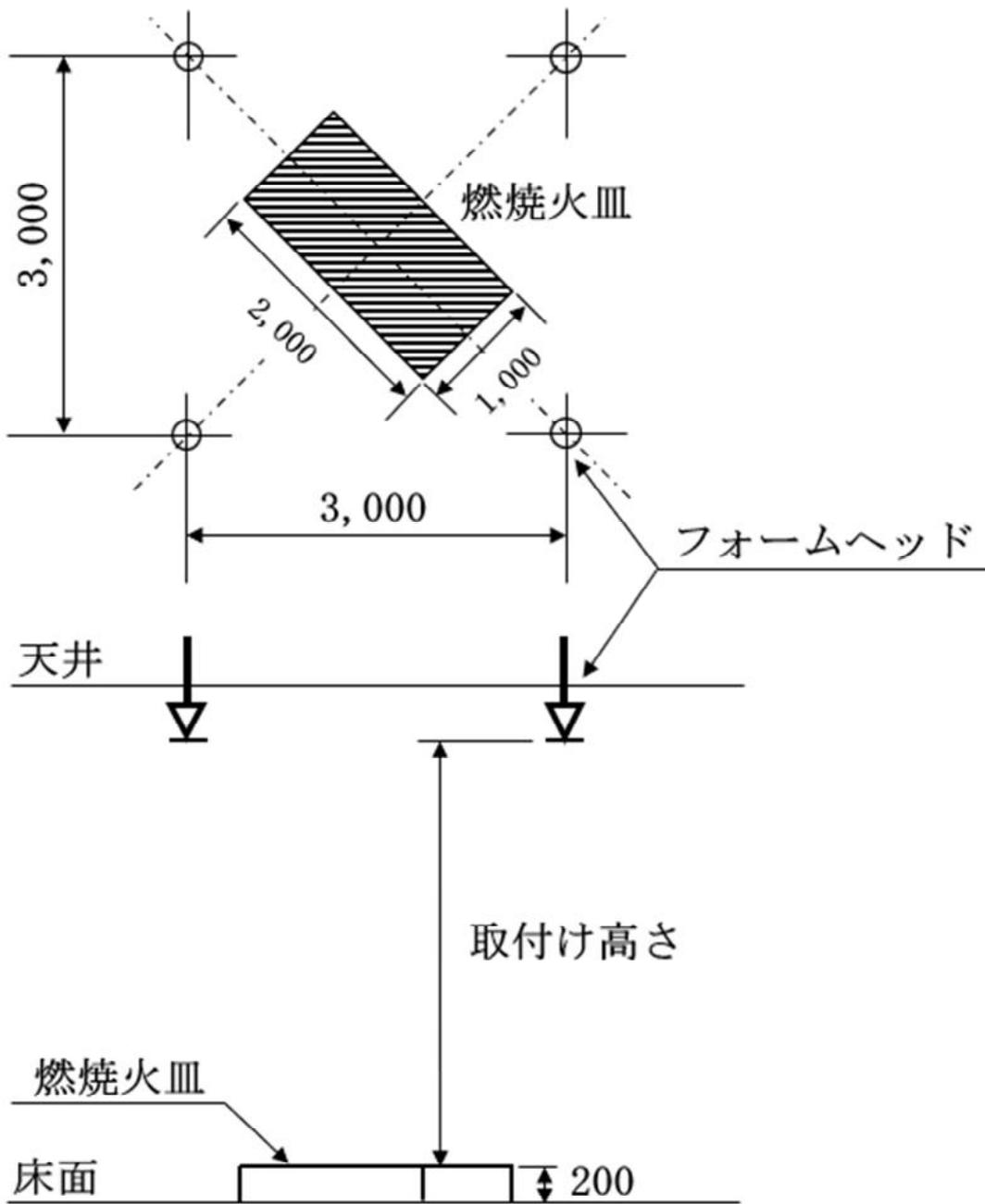
規則第十八条第一項第二号ハただし書の消防庁長官が定める数量の割合は、第二に定める試験方法により必要とされる消火性能を有することが確認された泡消火設備の設計上の泡水溶液の一平方

メートル当たりの放射量の下限値以上とすること（第二に定める試験方法により当該泡消火設備が必要とされる消火性能を有することを確認した試験において使用した泡水溶液と同一のものを放射する場合に限る。）。

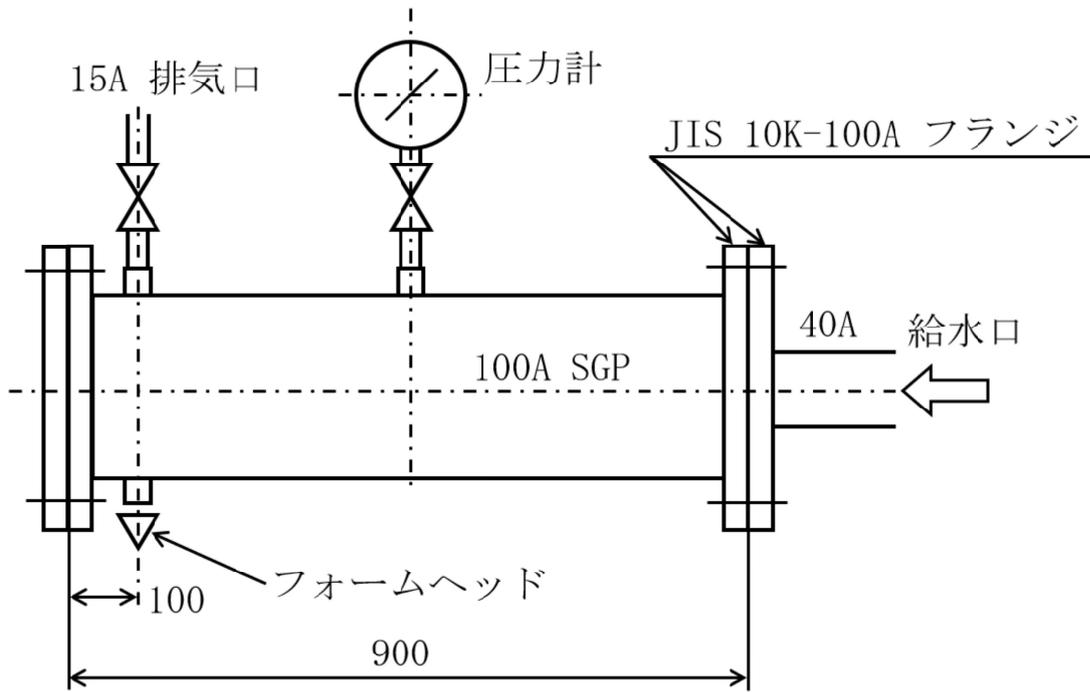
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図第一 消火試験（第二第一号及び第三号関係）
（単位 ミリメートル）



別図第二 整流筒 (第二第二号関係)
(単位 ミリメートル)



○消防庁告示第三号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に依じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第 10 動力消防ポンプ設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 〔(1)～(3) 略〕 (4) 内燃機関 〔ア～カ 略〕 キ 吸排気装置 変形、損傷等がなく、機能が正常であること。</p> <p>〔5〕 電動機 ア (4)エ及びカに準じた事項に適合していること。 イ 動力伝達装置の機能が正常であること。 ウ 電動機駆動用蓄電池の充電の残量が指示計に表示されること。</p> <p>〔6〕 ポンプ 〔ア～エ 略〕</p> <p>〔7〕 車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。） 変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。</p> <p>〔8〕 積載器具 〔ア～オ 略〕 〔2 略〕</p>	<p>別表第 10 〔同左〕</p> <p>1 機器点検 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 内燃機関 〔ア～カ 同左〕 キ 給排気装置 〔同左〕 〔新設〕</p> <p>〔5〕 ポンプ 〔ア～エ 同左〕</p> <p>〔6〕 車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。） 〔同左〕</p> <p>〔7〕 積載器具 〔ア～オ 同左〕 〔2 同左〕</p>

別記様式第5 泡消火設備 (その3)

泡貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽								
	消火薬剤 (型式番号)	(泡第 ~号)	L						
泡消火薬剤等	圧力計	MPa							
	バルブ類								
混合装置等	外形								
	薬剤混合装置								
泡消火薬剤等	加圧送液装置								
	外形								
泡放出口	泡放出口								
	未警戒部分								
流圧力検知装置	バルブ本体等	MPa							
	リターディング・チャンバー								
音響警報装置・表示装置	圧力スイッチ	設定圧力 MPa 作動圧力 MPa							
	音響警報装置・表示装置								
一斉開放弁 (電磁弁を含む。)									
防護区画 (高発泡を用いる設備に限る。)	区画変更等								
	開口部の自動閉鎖装置								
非常停止装置 (高発泡を用いる設備に限る。)									
泡放射用器具格納箱等	周囲の状況								
	泡放射用器具格納箱	外形							
ホース・ノズル	外形								
	ホースの耐圧性能	ホース径 mm × ノズル径 mm							
ホース接続口	開弁								
	閉弁								
表示灯	開								
	閉								
耐震措置	表示灯								
	耐震措置								

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第5 [同左]

泡貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽								
	消火薬剤 (型式番号)	(泡第 ~号)	L						
泡消火薬剤等	圧力計	MPa							
	バルブ類								
混合装置等	外形								
	薬剤混合装置								
泡消火薬剤等	加圧送液装置								
	外形								
泡放出口	泡放出口								
	未警戒部分								
流圧力検知装置	バルブ本体等	MPa							
	リターディング・チャンバー								
音響警報装置・表示装置	圧力スイッチ	設定圧力 MPa 作動圧力 MPa							
	音響警報装置・表示装置								
一斉開放弁 (電磁弁を含む。)									
防護区画 (高発泡を用いる設備に限る。)	区画変更等								
	開口部の自動閉鎖装置								
非常停止装置 (高発泡を用いる設備に限る。)									
泡放射用器具格納箱等	周囲の状況								
	泡放射用器具格納箱	外形							
ホース・ノズル	外形								
	ホースの耐圧性能	ホース径 mm × ノズル径 mm							
ホース接続口	開弁								
	閉弁								
表示灯	開								
	閉								
耐震措置	表示灯								
	耐震措置								

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第 10 動力消防ポンプ設備 (その 1)

動力消防ポンプ設備点検票			
名称		防火管理者	
所在		立会者	
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日
点検者	氏名	点検者 所属会社	社名 TEL
点検者		点検者 住所	住所
点検名	製造者名		
点検名	本体型式等		
点検項目		点検結果	措置内容
		種類・容量等の内容	判定不良内容
機器点検			
周囲の状況	等		
貯水	槽量	m ³	
水源	水	状態	
給	水	装置	
	周囲の状況		
	吸管投入		
	孔・採水口	本体	
		採水口	
		開閉弁	
		標識	
	燃料	L	
	潤滑油		
	内燃機	外形	
	蓄電池	端子電圧	V
	起動力	伝達装置	
	電動機	ラジエータ等	
	冷却装置	ラジエータ等	
	吸排気装置		
	電動機	駆動用蓄電池	
	本体		
	真空潤滑剤		
	ポンプ	自動停止スイッチ	
	計器		
	動作	種類	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の原措置した内容を記入すること。

別記様式第 10 [同左]

動力消防ポンプ設備点検票			
名称		防火管理者	
所在		立会者	
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日
点検者	氏名	点検者 所属会社	社名 TEL
点検者		点検者 住所	住所
点検名	製造者名		
点検名	本体型式等		
点検項目		点検結果	措置内容
		種類・容量等の内容	判定不良内容
機器点検			
周囲の状況	等		
貯水	槽量	m ³	
水源	水	状態	
給	水	装置	
	周囲の状況		
	吸管投入		
	孔・採水口	本体	
		採水口	
		開閉弁	
		標識	
	燃料	L	
	潤滑油		
	内燃機	外形	
	蓄電池	端子電圧	V
	起動力	伝達装置	
	電動機	ラジエータ等	
	冷却装置	ラジエータ等	
	吸排気装置		
	電動機	駆動用蓄電池	
	本体		
	真空潤滑剤		
	ポンプ	自動停止スイッチ	
	計器		
	動作	種類	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の原措置した内容を記入すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第5 泡消火設備 ①

試験項目		種別・容量等の内容	結果
自動警報装置	音響警報装置	—	
	火災表示装置	—	
防護区画の開口部 (高発泡に限る。)	開口部の措置	—	
	自動閉鎖装置を設けない開口部の構造	—	
貯蔵槽等	貯蔵槽	設置場所	
		消火剤の適合性	—
	混合装置	機器貯蔵量	L
		圧力計の指示	MPa
設置場所			
耐震措置	種別	たん白・合成界面活性剤・水成膜 (泡第 ～ 号)	
	性能	希釈容量濃度 %	
泡消火栓等	泡消火栓の設置個数	階	
		設置個数	
	設置場所		
	周囲の状況・操作性		
	開閉弁設置高さ	床面からの高さ m	
	ホース接続口		
	周囲の状況		
	設置状況		
	材質等		
	表示灯		
ホース・ノズル	ホース(結合金具を含む)		
	ホース接続口		
	ノズル		
	結合状態		
収納状態			

別記様式第5 [同左]

試験項目		種別・容量等の内容	結果
自動警報装置	音響警報装置	—	
	火災表示装置	—	
防護区画の開口部 (高発泡に限る。)	開口部の措置	—	
	自動閉鎖装置を設けない開口部の構造	—	
貯蔵槽等	貯蔵槽	設置場所	
		消火剤の適合性	—
	混合装置	機器貯蔵量	L
		圧力計の指示	MPa
設置場所			
耐震措置	種別	たん白・界面活性剤・水成膜	
	性能	希釈容量濃度 %	
泡消火栓等	泡消火栓の設置個数	階	
		設置個数	
	設置場所		
	周囲の状況・操作性		
	開閉弁設置高さ	床面からの高さ m	
	ホース接続口		
	周囲の状況		
	設置状況		
	材質等		
	表示灯		
ホース・ノズル	ホース(結合金具を含む)		
	ホース接続口		
	ノズル		
	結合状態		
収納状態			

別記様式第 38 特定駐車場用泡消火設備 ④

試験項目		種別・容量等の内容	結果
自動警報装置	音響警報装置	—	
	火災表示装置	—	
減圧	措置箇所	有・無	
		設置場所	
		泡消火薬剤の適正量	
		貯蔵	L
		圧力計の指示	MPa
		設置場所	—
		混合方法	—
		構造・性能	—
		別種 (型式番号)	(泡第 ～ 号)
		性能	希釈容量濃度 %
		設置場所	—
		設置表示	—
耐震	措置箇所	—	
		—	
		—	
		—	
制御盤	設置場所	—	
	周囲の状況・操作性	—	
	設置状況	—	
	構造・性能	—	
	操作部等	—	

別記様式第 38 [同左]

試験項目		種別・容量等の内容	結果
自動警報装置	音響警報装置	—	
	火災表示装置	—	
減圧	措置箇所	有・無	
		設置場所	
		泡消火薬剤の適正量	
		貯蔵	L
		圧力計の指示	MPa
		設置場所	—
		混合方法	—
		構造・性能	—
		別種 (型式番号)	
		性能	希釈容量濃度 %
		設置場所	—
		設置表示	—
耐震	措置箇所	—	
		—	
		—	
		—	
制御盤	設置場所	—	
	周囲の状況・操作性	—	
	設置状況	—	
	構造・性能	—	
	操作部等	—	

備考 表中の「」の記載は注記しぬ。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づき、平成二十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項）の一部を次のように改正する。

令和八年三月六日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。